

【報告】令和3年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（水道局関係分）

令和3年度神戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	基幹施設整備工事	8,334,984,000	5,128,983,952	2,979,771,000	—	—	2,979,771,000	226,229,048	1,000,000	工程調整のため
		配水管整備増強工事	9,393,284,000	7,538,199,889	1,742,168,000	—	—	1,742,168,000	112,916,111	10,000,000	工程調整のため
		建物改良工事	278,227,000	149,585,414	1,209,000	—	—	1,209,000	127,432,586	1,000,000	工程調整のため
		貯浄配水施設改良工事	2,025,183,000	1,637,870,748	170,524,000	—	—	170,524,000	216,788,252	1,000,000	工程調整のため
		固定資産費	419,601,000	337,543,210	37,108,000	—	—	37,108,000	44,949,790	1,000,000	工程調整のため
合	計		20,451,279,000	14,792,183,213	4,930,780,000	—	—	4,930,780,000	728,315,787	14,000,000	

○ 参考

地方公営企業法ぬきがき

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

繰越明細表

(単位：円)

事業名	工事名	繰越額	繰越理由
基幹施設整備工事	上ヶ原浄水場再整備	285,131,000	工程調整のため
	千苺浄水場更新関連工事	660,000,000	
	奥畑妙法寺送水連絡管整備	553,725,000	
	北神地区送水施設の再整備	374,820,000	
	導送水管等の更新・耐震化	1,106,095,000	
	計	2,979,771,000	
配水管整備増強工事	経年配水管整備工事	1,717,350,000	
	配水管新設改良工事	24,818,000	
	計	1,742,168,000	
建物改良工事	浄水管理センター施設改良工事	1,209,000	
	計	1,209,000	
貯浄配水施設整備改良工事	千苺浄水場装置更新工事	60,071,000	
	逢山峡ポンプ場改良工事設計業務	12,890,000	
	本山浄水場他施設改良工事	40,835,000	
	神出高層配水池整備工事	56,728,000	
	計	170,524,000	
固定資産費	開閉栓システム再構築	37,108,000	
	計	37,108,000	
	合計	4,930,780,000	

令和3年度神戸市工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						国庫支出金	企業債	その他					
1	資本的支出	1	建設改良費	取浄配水施設改良工事	4,228,630,000	2,564,858,537	1,585,572,000	108,400,000	200,000,000	1,277,172,000	78,199,463	—	工程調整のため
合 計			4,228,630,000	2,564,858,537	1,585,572,000	108,400,000	200,000,000	1,277,172,000	78,199,463	—			

○ 参 考

地方公営企業法ぬきがき

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

繰越明細表

事業名	工事名	繰越額	繰越理由
取浄配水設備改良工事	配水管更新工事	1,266,862,000	} 工程調整のため
	ポンプ場設備改修工事	35,885,000	
	上ヶ原浄水場改修工事	282,825,000	
合 計		1,585,572,000	